

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 14 日

那覇市内指定障害福祉サービス事業者
那覇市内指定通所支援事業者等 各位

那覇市障がい福祉課
(公 印 省 略)

事前協議の導入について(通知)

日頃より障害福祉サービスの提供につきまして、格別のご理解とご尽力を賜り御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、那覇市では、サービス提供に係る人員体制や施設要件及び法人の等の確認のため、令和 3 年 4 月 1 日付指定分より、80 日前の事前協議を導入することになりました。

令和 3 年 4 月 1 日以降に障害福祉サービス及び児童通所支援事業の新規指定を計画されている事業者様におかれましては、那覇市公式 H P をご確認の上、下記担当までお電話でご連絡の上、事前協議の予約をしてください。

事前協議を行っていない指定申請書類は原則として受理しません。ご了承ください。

(令和 3 年 4 月 1 日付、及び令和 3 年 5 月 1 日付新規指定については、事前協議周知期間内として、柔軟に対応させていただきます)

那覇市公式 H P 掲載場所

那覇市公式 H P → 福祉・健康 → 障がい者福祉 → 障害福祉サービス事業所関係
→ 指定障害福祉サービスに関すること トップページ → 新規指定及び更新

那覇市障がい福祉課 企画・庶務 G 担当：川上、伊地、和田 電話：862-3275 FAX：862-0621
